３　前項後段に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第二十条第六項第二号及び第七項第一号中「又は精製」を「、又は精製」に改め、同条第八項中「関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による」を削り、同項ただし書中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「関税法第六十七条の規定による」を削り、「同法」を「関税法」に、「引取り」を「引取り）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

９　前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の石油石炭税法施行令（次項において「新令」という。）第十六条第三項の規定は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に提出する同条第二項の申請書への同項後段の規定による記載について適用する。

３　新令第二十条第九項の規定は、施行日以後に石油石炭税法第十八条第三項に規定する特例輸入者が新令第十六条第二項に規定する輸入の許可を受ける石油石炭税法施行令第十五条第一項第三号に規定する原油等につき新令第二十条第八項ただし書の規定を適用する場合について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十三号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第三項及び第百二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条の三」に改める。

第三章中第七条の前に次の一条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法による納付の手続に係る法定納期限の特例）

第六条の三　法第三十四条第二項（納付の手続）に規定する政令で定める日は、法定納期限の翌日（同日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他一般の休日又は第二条第二項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日。以下この条において同じ。）とする。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその法定納期限の翌日までに納付することができないと国税庁長官が認めるときは、その承認する日とする。

８　法第四十六条の二第十一項の職員（以下この条において「職員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

９　職員は、法第四十六条の二第十一項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

10　職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第二十七条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第七項」に改め、同条第六項中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　法第六十六条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、更正又は決定があつたものとした場合におけるその申告、更正又は決定に基づき法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額とする。

第二十七条の二第一項中「第六十六条第八項（に）」を「第六十六条第九項（に）」に改め、同項第一号中「第六十六条第八項」を「第六十六条第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項第二号中「その」を「法第三十四条第二項（納付の手続）の場合においてその源泉徴収等による国税が第六条の三（電子情報処理組織を使用する方法による納付の手続に係る法定納期限の特例）に規定する日までに納付された事実並びにその」に、「当該国税」を「その源泉徴収等による国税」に改める。

第二十七条の三第二項中「（同条第五項」を「若しくは第三項（これらの規定が同条第六項」に、「）又は第四項」を「）又は第五項」に、「加算すべき」を「加算し、又は計算すべき」に改める。

附　則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三章中第七条の前に一条を加える改正規定及び第二十七条の二第二項第二号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十四号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「調査（」の下に「第五十一条の二・」を加える。

第五章第六節中第五十二条の前に次の一条を加える。

（提出物件の留置き、返還等）

第五十一条の二　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十条の三（提出物件の留置き、返還等）の規定は、法第百四十一条の二（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第五十三条第一項第三号中「（昭和三十七年政令第百三十五号）」を削る。